

千代田区緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要綱

平成 30 年 12 月 28 日 30 千環景都発第 138 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 69 条の規定に基づく緑地保全・緑化推進法人（以下「みどり法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定要件)

第 2 条 みどり法人の指定は、千代田区の区域内において、千代田区との連携の下に、法第 70 条各号に掲げる業務を行うことができる者に対して行うものとする。

(指定の申請)

第 3 条 法第 69 条第 1 項の規定によるみどり法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千代田区緑地保全・緑化推進法人指定申請書（第 1 号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく認可地縁団体にあっては、告示記載事項証明書）

(3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面

(4) 申請者の組織、沿革を記載した書面及び事務分担を記載した書面

(5) 事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類（過去 3 年分）

(6) 事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類（当事業年度分）

(7) みどり法人に指定される以前の緑化活動の実績を示す書面

(8) 活動予定地域を示す図面

(9) 法第 70 条各号に掲げる業務に関する事業計画書及び資金計画書（将来 5 年分）

(10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(指定)

第 4 条 区長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、第 2 条の要件を満たし適格であると認めるときは、法第 69 条第 1 項の規定により、当該申請者をみどり法人として指定するものとする。

2 区長は、申請者をみどり法人として指定した場合は、千代田区緑地保全・緑化推進法人指定書（第 2 号様式）により当該申請者にその旨を通知するとともに、法第 69 条第 2 項の規定により公示するものとする。

3 区長は、申請者をみどり法人として指定しない場合は、千代田区緑地保全・緑化推進法人不指定書（第 2 号様式）によりその旨及びその理由を当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第5条 みどり法人の指定を受けた団体(以下「指定団体」という。)は、法第69条第3項の規定による変更の届出を行う場合は、千代田区緑地保全・緑化推進法人指定事項変更届出書(第3号様式)により行うものとし、区長は当該届出があったときは、法第69条第4項の規定により公示するものとする。

(事業の報告)

第6条 指定団体は、事業年度終了後、速やかに次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

(1) 当該団体の前事業年度の事業報告書、収支決算書及びみどり法人の業務に係るそれらの内訳又はこれらに相当する書類

(2) 当該団体の当事業年度の事業計画書、収支予算書及びみどり法人の業務に係るそれらの内訳又はこれらに相当する書類

2 区長は、緑地の保全及び緑化の推進上必要なときは、指定団体に対して前項各号に掲げるもの以外の書類の提出を求めることができる。

(指導等及び改善命令)

第7条 区長は、法第74条の規定により、指定団体に対し、みどり法人の業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

2 区長は、みどり法人の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定団体に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

3 区長は、みどり法人の業務を適正かつ確実に実施していないと認める指定団体に対し、法第72条の規定に基づき、千代田区緑地保全・緑化推進法人業務等改善命令書(第4号様式)により、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 前項の命令を受けた指定団体は、遅滞なく必要な措置をとり、その内容を千代田区緑地保全・緑化推進法人業務改善報告書(第5号様式)により区長に報告するものとする。

(指定の取消し)

第8条 区長は、指定団体が前条第3項の改善命令に違反したときは、法第73条第1項の規定によりみどり法人の指定を取り消すことができる。この場合においては、千代田区緑地保全・緑化推進法人指定取消書(第6号様式)により当該団体にその旨を通知するとともに、同条第2項の規定により公示するものとする。

2 区長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき聴聞を行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、みどり法人の指定等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 28 日から施行する。